

< 市区町村の防災担当者等向け >

臨時災害放送局 開設の手引き

2023年10月
総務省情報流通行政局
地上放送課

目 次

1 臨時災害放送局とは	1
2 臨時災害放送局に係る免許申請	2
3 臨時災害放送局の開設	3
4 よくある質問(FAQ)	4
参考資料1 臨時災害放送局関係法令(抜粋)	9
参考資料2 臨時災害放送局用の設備の配備	11
別紙 総合通信局等の連絡・相談先	12

* この手引きは、市区町村の防災担当者等向けに、臨時災害放送局の開設手順等について解説したものです。

* 臨時災害放送局の免許手続は、災害時には「臨機の措置」により口頭で可能です。「臨機の措置」による開設を希望される場合は、各地域の総合通信局又は沖縄総合通信事務所（以下「総合通信局等」といいます。）に連絡してください（総合通信局等に連絡が取れない場合は、総務省情報流通行政局地上放送課（03-5253-5793）に連絡してください。）。

1 臨時災害放送局とは

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等（災害対策放送を行うのに適した団体）が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM放送局のことです。

これは、阪神・淡路大震災の経験等を踏まえて1995年2月に制度化されたもので、その開設の際には、「臨機の措置」として口頭により申請し、免許を受けることができます（ただし、口頭による申請の後、可能な限り、申請内容を電子メールでお送りください。）。

なお、臨時災害放送局の放送番組は「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のもの」と定められています。

《臨時災害放送局の免許手続（臨機の措置の場合）》



《臨時災害放送局の概要》

免許主体	被災地の地方公共団体等 (災害対策放送を行うのに適した団体)
周波数	FM放送の周波数（76.1MHz～94.9MHzのうち割当可能な周波数）
空中線電力	必要な範囲
放送対象地域	災害対策に必要な地域の範囲内
免許の期間	被災地における災害対策が進展し、被災者の日常生活が安定するまでに必要と認められる期間
免許の方法	電話等により口頭で申請し、免許を受けることが可能（臨機の措置） ⇒ 後日、正式に申請書類 ^(※) を提出することが必要

※ 申請書類は、総務省ホームページの以下のサイトからダウンロードできます。

- ・「電波利用ホームページ」 <https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm>
- ・「地上基幹放送局の免許手続等に関する情報提供ポータルサイト」
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/122831.html

2 臨時災害放送局に係る免許申請

臨時災害放送局を開設するためには、電波法に基づく申請手続を行い、放送局の免許を受ける必要がありますが、災害時においては「臨機の措置」として電話等の迅速な方法で申請し、免許を受けることができます。

《申請の手順》

① 電話等により、総合通信局等（別紙）に連絡

② 臨時災害放送局の開設に係る申請事項を伝達

【申請事項】

- 1) 申請者名（地方公共団体等）
- 2) スタジオ（演奏所）及び送信所の設置場所
- 3) 想定する放送エリア
- 4) 希望する周波数
- 5) 空中線電力及びアンテナの種別
- 6) 想定する運用期間
- 7) 臨時災害放送局用設備の貸付希望の有無
- 8) 無線従事者の配置状況
- 9) 連絡担当者の氏名及び連絡先
- 10) その他要望事項

③ 総合通信局等が口頭で免許

⇒ 必要な事項の審査が終了次第、速やかに総合通信局等が口頭により免許する旨を連絡します。

④ 臨時災害放送局の開設

地方公共団体等において、平時から、臨時災害放送局の開設の意思決定がされている場合は、開設に係る手続等について事前に総合通信局等に相談することも可能です。

なお、災害の復旧等により、臨機の措置による免許、変更の必要性がなくなった場合は、速やかに、臨機の措置により開設した無線局の廃止、変更前の状態に戻す変更に係る申請手続を行ってください。

3 臨時災害放送局の開設

地方公共団体等が臨時災害放送局を開設する場合は、以下のような点に留意し、準備を行うことが必要です。

① 放送設備(送信機、送信アンテナ、ミキサー、マイク等)の確保

【参考】 総務省では、すべての総合通信局等に臨時災害放送局用設備を2式ずつ配備(合計22式)しており、臨時災害放送局を開設する地方公共団体等は、当該設備の無償貸付を受けることができます。臨時災害放送局を開設する地方公共団体等で、これらの設備の貸付けを希望される場合は、総合通信局等(別紙)にご相談ください。

【臨時災害放送局用機器の例】

- 1 可搬型FM送信機 1式
 - ・ 送信機外形 (幅520mm×高さ600mm×奥行628mm 重量約35kg)
 - ・ 送信部諸元 (超短波帯 (FM) 送信機)
 - 送信可能周波数 76.1~89.9MHz (100kHz間隔で設定可能)
 - 送信出力 最大100W (無段階で設定可能)
 - 電波型式 200K F3E (モノラル) 又は200K F8E (ステレオ)
 - 定格入力電圧 AC100V
 - 最大消費電力 約300W (搭載機器消費電力計263W)
 - ・ 音声部諸元
 - オーディオミキサー
(前面パネル: 外部入力用XLR端子×1、マイク入力XLR端子×1)
 - オーディオプロセッサー
 - CDプレーヤー (SDカード、USBポート付)
- 2 アンテナ 1式
 - ・ アンテナケース (幅600mm×高さ220mm×奥行490mm)
 - ・ ダイポールアンテナ、ブーム、エレメント各種
 - ・ アンテナ付属品及びアンテナ用工具
 - ・ 同軸ケーブル30m
 - ・ 伸縮マスト 2~10m (マストケース収納時長約2m)



- 3 付属装置等
 - ・ マイクロフォン (スタンド付) 1台
 - ・ ヘッドフォン1台
- 4 電源ケーブルドラム (30m) 1台
- 5 携帯ラジオ
 - ・ 携帯ラジオ (単三×2本、受信レベル計付き)



② 放送を行うスタジオ(演奏所)と電波を発射する送信所の確保

【参考】 スタジオ(演奏所)は、災害情報の集約等の観点からも地方公共団体の施設に設置することが効率的であると考えられます。送信所は、行政区域全域をカバーできる場所、放送を継続的・安定的に行うことができる場所を確保することが望まれます。

③ 臨時災害放送局用設備の設置

【参考】 法令上、無線設備の操作は資格を有する無線従事者が行うことが必要です。臨時災害放送局の場合は「第2級陸上無線技術士」以上の資格を有する無線従事者を確保することが必要です。また、送信アンテナ等の設置作業は危険を伴うことがありますので、委託業者や専門家の指導の下で行うようにしてください。

④ 運営スタッフの確保

【参考】 臨時災害放送局の運営に当たっては、地方公共団体等において、防災や広報の経験がある職員を選定するなど、円滑な運営が可能となるようなスタッフの確保が望まれます。また、職員のみでの対応では運営が難しい場合もありますので、平時から、臨時災害放送局の開設・運営を想定し、運営体制や地域の協力体制の確保を検討しておくことも必要です。運用についてお困りの際には、総合通信局等にご相談ください。

4 よくある質問 (FAQ)

【臨時災害放送局】

問1 臨時災害放送局とはどのようなものですか。

(答)

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、被災地の地方公共団体等(災害対策放送を行うのに適した団体)が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM放送局のことです。

なお、災害対策放送を行うのに適した団体の事例として「NPO法人」「社会福祉協議会」等があります。

問2 臨時災害放送局はいつから開設できるのですか。

(答)

臨時災害放送局は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とするものでなくてはならないこととされています。

このため、原則として、被害発生後に開設することが基本となりますが、被害発生前であっても、数日以内に被害が発生する蓋然性があるような場合(例えば、警報が発令された場合や住民の避難を要する場合)等には、開設することができます。

ただし、臨時災害放送局として使用できる周波数は限られているため、真に臨時災害放送局を必要とする地方公共団体等に支障が出ないように、被害発生前の開設は極めて限定的に認めることとし、また被害が発生しなかった場合には速やかに廃止をしていただくことになります。

問3 臨時災害放送局はいつまで継続できるのですか。

(答)

臨時災害放送局の開設期間は、基本的には「被災地における災害対策が進展し、被災者の日常生活が安定するまでに必要と認められる期間」としています。このため、地方公共団体等が、応急仮設住宅の解消状況、被災者への情報伝達手段の確保状況等を勘案し、開設期間を判断していただきます。

臨時災害放送局の廃止の手続は、免許を受けた地方公共団体等が行います。

問4 発災後に相当の期間が経過している場合でも、臨時災害放送局を申請できますか。

(答)

臨時災害放送局を開設する必要がある場合には、可能です。

例えば、仮設住宅に相当数の避難世帯が生活している場合に、その避難世帯へのきめ細かな情報提供として臨時災害放送局による広報(伝達手段の確保)等が考えられます。

【開設の手続】

問5 臨時災害放送局を開設する場合は、どのような手続が必要ですか。

(答)

臨時災害放送局の開設を希望する場合は、総合通信局等(別紙)までご連絡ください(既に放送設備等(送信機、アンテナ、マイク等)が調達できている場合は、使用できる周波数、空中線電力(送信出力)の範囲やアンテナの種別、アンテナや送信機等の設置場所、無線従事者の配置状況等ご連絡してください。)

総合通信局等では、連絡のあった情報を元に臨時災害放送局の開設の可否を判断し、開設可能な場合は、周波数、空中線電力、呼出名称(識別信号)等を電話でご連絡しますので、連絡内容に基づいて、放送設備等を設置・調整し、臨時災害放送局を開設してください。

なお、開設した臨時災害放送局については、後日、書面による申請手続を行ってください。

問6 「臨機の措置」で免許を受けた後、書面による手続は、いつまでに行えばよいですか。

(答)

できるだけ速やかに書面による申請手続を行ってください。

問7 周波数の割当ては可能ですか。

(答)

総合通信局等では割当てが可能な周波数を検討していますが、臨時災害放送局の送信諸元や置局条件が確定していないことから、開設を希望する地域の周辺で、既存の県域FM放送局やコミュニティ放送局、さらには先行する臨時災害放送局が運用されて周波数が逼迫している場合など、周波数の割当てに時間を要する場合や割当てができない場合があります。

このようなときは、地元又は周辺の既存の放送局の協力を得て、被災者等への適切な情報を提供する方法を考えていただきます。

問8 免許申請手数料、検査手数料は免除されますか。

(答)

地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するための臨時災害放送局と認められる場合は、電波法第103条第2項の規定により手数料等は免除されます。

問9 電波利用料は、免除されますか。

(答)

地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するための臨時災害放送局と認められる場合は、電波法第103条の2第14項の規定により電波利用料の適用除外となります。

問10 他の地方公共団体等と共同で臨時災害放送局を開設して運用することはできますか。(スタジオ(演奏所)を一つにできますか。)

(答)

複数の地方公共団体等が共同で開設することは可能ですが、それぞれの被災者等に対して適切な情報提供を行うことができるように運営できる体制等の調整が必要です。

問11 臨時災害放送局を一旦廃止した後に再び開設することや、当初決めた期限を延長して運用することはできますか。

(答)

臨時災害放送局は、有効期間の満了日をもってその免許は失効しますが、期限の延長や失効後・廃止後に再び開設することは可能です。

免許期間の延長を希望する場合は、免許期間が満了する前に電波法令に基づく手続を行う必要がありますので、総合通信局等(別紙)まで早めにご相談ください。

【機材準備】

問12 あらかじめ機材を準備しておくことは可能ですか。

(答)

迅速に開設できるよう事前準備しておくことは望ましいことです。ただし、免許を受けずに電波を発射することのないよう適切に管理してください。

【運用】

問13 既存のコミュニティ放送局とその設備を使用する臨時災害放送局を開設、運用することはできますか。

(答)

開設は可能ですが、既存のコミュニティ放送局と臨時災害放送局の運用については、それぞれが放送する時間、役割、責任、管理など明確に区分して行ってください。

なお、コミュニティ放送局とは異なり、臨時災害放送局の場合は「第2級陸上無線技術士」以上の資格を有する無線従事者を確保することが必要ですので、留意してください。

問14 臨時災害放送局の開設、運営は、地方公共団体等の防災、広報広聴、住民、情報のいずれの部署が担当となってもよいですか。

(答)

いずれの部署でも構いません。ただし、事前に担当部署を決め、総合通信局等への連絡体制を確認するとともに、開設や運用の手順を定めておいてください。

問15 臨時災害放送局の運営をNPO法人やボランティア団体などに委託する場合、地方公共団体等はどのように放送に関わればよいのでしょうか。

(答)

臨時災害放送局の運用については、臨時災害放送局の免許を受けた地方公共団体等からNPO法人やボランティア団体に業務を委託することは可能です。また、アナウンサー、設備の調整管理(技術者)等、様々な経験、技能を有する人に業務の一部を委嘱することも可能です。

免許を受けた地方公共団体等には、電波法令や放送法令など関係法令を遵守する義務があります。このため、当該地方公共団体等の担当者は、放送の実施状況、放送内容などを把握し、放送局を管理することが必要です。

特に、臨時災害放送局が他の無線局に対して混信を生じさせないことや、聴取者の意見に対して適切に対応すること等に留意してください。

問16 地方公共団体等から臨時災害放送局の運営を委託されたNPO法人等は、放送する内容について当該地方公共団体等の了解を得なくてははいけないのですか。

(答)

臨時災害放送局の放送内容については、臨時災害放送局の免許を受けた地方公共団体等が責任を持つこととなりますので、当該地方公共団体等と相談をして、放送内容を決めてください。

問17 放送する内容は、「市区町村からのお知らせ」に限られるのですか。

(答)

放送する内容は、「市区町村からのお知らせ」だけに限定されているわけではありません。

物資配給情報、給水情報、ライフライン復旧情報、気象情報など災害に直接関連する情報を提供する放送に加えて、音楽など被災した住民の精神的な被害を軽減するのに役立つ放送を行うことも可能です。

ただし、「市区町村からのお知らせ」以外の放送を行う際には、著作権処理など、電波法令や放送法令以外の法令にも違反しないよう、留意してください。

問18 「市区町村からのお知らせ」などを放送する時間以外の時間に、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送(サイマル放送)をしてもよいのでしょうか。

(答)

被災地においては、災害に直接関連する情報だけではなく、精神的な疲労緩和のために、娯楽・教養など災害に直接関連しない情報が必要な場合もあると考えられることから、臨時災害放送局の放送の一部の時間帯で、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送(サイマル放送)が行われることをもって、直ちに臨時災害放送局の目的を逸脱している、というわけではありません。

具体的な放送内容については、臨時災害放送局が災害の被害を軽減することを目的とする場合にその開設が認められるものであることを踏まえ、免許人である地方公共団体等において、被災地の状況や住民の反応なども十分に勘案し、判断していただくことになります。

なお、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送を行う場合、著作権処理など、電波法令や放送法令以外の法令にも違反しないよう、留意してください。

問19 コマーシャルは放送できますか。

(答)

放送することは可能です。実施に当たっては、臨時災害放送局が災害の被害を軽減することを目的とする場合にその開設が認められるものであることを踏まえ、免許人である地方公共団体等において、被災地の状況や住民の反応なども十分に勘案し、判断していただくことになります。

問20 臨時災害放送局の免許の有効期間を最大5年間とすることはできるのですか。

(答)

臨時災害放送局は、「臨時かつ一時」の目的の放送局ですから、その必要性(被害の軽減に役立つ)があると客観的に認められる期間になります。一般的には、1年を超えるような有効期間の免許は認めていません。

問21 臨時災害放送局は、毎日放送しないといけないのですか。

(答)

毎日、連続して放送する義務はありませんが、被災地の聴取者の利便性を考えて適切な放送とすることが重要です。

【無線従事者】

問22 無線従事者はどのような資格と人数を配置する必要がありますか。

(答)

臨時災害放送局は、第一級若しくは第二級陸上無線技術士又は第一級総合無線通信士の有資格者(無線従事者)の配置が必要です(人数は、無線従事者の役割が果たせる状態であれば制限はありません。)

免許人となる地方公共団体等に該当する無線従事者がいない場合は、地域の他の放送事業者等の支援を受けて選任することも可能です。

総合通信局等の中には、有資格者の紹介を行っているところもあります。

【混信】

問23 開設後に、他の放送局や無線局との混信が分かった場合は、どう対応すればよいのでしょうか。

(答)

開設後に混信が判明したときは、直ちに免許を受けた総合通信局等(別紙)までご連絡ください。

問24 臨時災害放送局に中継局を追加開設することは認められるのですか。

(答)

既に開設した臨時災害放送局の親局や中継局だけではカバーできない被災地域があるなど、中継局を追加開設するための必要性が認められる場合には、中継局の開設は可能です。

臨時災害放送局関係法令（抜粋）

<放送法(昭和25年法律第132号)>

（番組基準等の規定の適用除外）

第8条 前3条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

（災害の場合の放送）

第108条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

<電波法(昭和25年法律第131号)>

（手数料の徴収）

第103条

2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態（以下この項において「地震等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第102条の2第1項各号に掲げる無線通信（当該必要な通信に該当するものを除く。）を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて、臨時に開設するものについては、前項第1号、第2号、第6号、第8号又は第9号に掲げる者は、同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

（電波利用料の徴収等）

第103条の2

14 第1項、第2項及び第5項から第12項までの規定は、第27条第1項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は前条第2項に規定する無線局（次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局（以下この項において「国の機関等が開設する無線局」という。）を除く。）若しくは国の機関等が開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人等（当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者）には、当該無線局に関しては適用しない。

<放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)>

（番組基準等の規定の適用除外）

第7条

2 法第8条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること。（補足：イベント放送局）

二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと。（補足：臨時災害放送局）

＜電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)＞

別紙2(第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第5 放送関係

4 超短波放送局

(3) 臨時災害放送局

臨時災害放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。

ア 免許主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

イ 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

＜放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)＞

別紙1(第3条関係)

第3条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。《21項のみ記載》

21 臨時災害放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

(1) 認定等主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

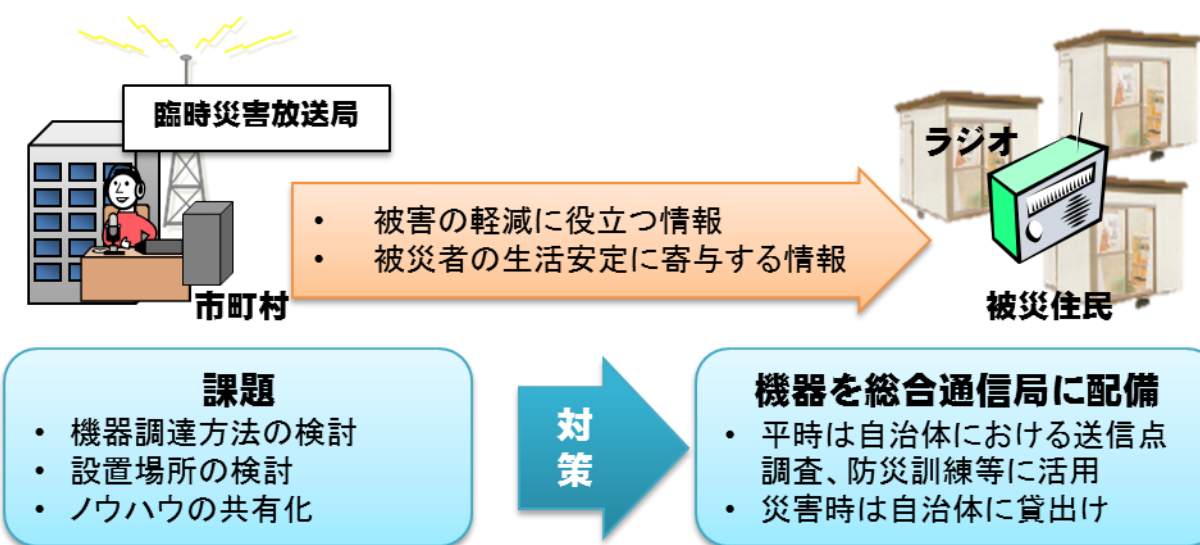
(2) 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

(3) 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。

臨時災害放送局用の設備の配備

総務省は、災害時における臨時災害放送局の迅速な開設が図られるよう、全国11か所の総合通信局等に臨時災害放送局用の設備を配備しています。

この設備は、災害時の臨時災害放送局用、平時における地方公共団体等の電波伝搬調査や防災訓練等のために地方公共団体等に貸し出すことができますので、希望される場合は、総合通信局等（別紙）に早めにご連絡ください。



災害時における臨時災害放送局の開設の円滑化

【設備の概要】

送信機、可搬型送信アンテナ、付属設備等（マイク等）
（臨時災害放送局の開設に必要な機材一式）

【設備の貸付け】

貸付けを希望する場合は、総合通信局等（別紙）にお問合せください。

総合通信局等の連絡・相談先

都道府県	連絡・相談先	電話
		住所
北海道	北海道総合通信局 防災対策推進室	011-747-6451
		〒060-8795
		札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東北総合通信局 放送課	022-221-0696
		〒980-8795
		仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	関東総合通信局 放送課	03-6238-1700
		〒102-8795
		千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎
新潟県、長野県	信越総合通信局 放送課	026-234-9938
		〒380-8795
		長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
富山県、石川県、 福井県	北陸総合通信局 放送課	076-233-4494
		〒920-8795
		金沢市広坂2-2-60
岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	東海総合通信局 放送課	052-971-9198
		〒461-8795
		名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	近畿総合通信局 放送課	06-6942-8566
		〒540-8795
		大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	中国総合通信局 放送課	082-222-3382
		〒730-8795
		広島市中区東白島町19-36
徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	四国総合通信局 放送課	089-936-5037
		〒790-8795
		松山市味酒町2-14-4
福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州総合通信局 放送課	096-326-7307
		〒860-8795
		熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟

沖縄県	沖縄総合通信事務所 情報通信課	098-865-2307
		〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋 8街区5階